

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

## 別表（第5条関係）

略	
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 （1） 略 （2） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第9条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。 （3）～（5） 略	略
略	

## 別表（第5条関係）

略	
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 （1） 略 （2） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第8条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。 （3）～（5） 略	略
略	

## 附 則

この条例は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）の施行の日から施行する。